

第 1 議題

2014 年春闘方針（案）

I 14 春闘を組織するにあたって

- 1 低賃金の非正規労働者が増大し、深刻な失業と貧困が社会問題として顕在化する一方で、労働者の組織率は 17% 台まで低下しています。春闘は大手企業の一部の労働者のみへの恩恵になっているだけというのが実態です。春闘が大多数の労働者の賃上げ、生活向上につながっているとは言えない状況になっています。安倍政権はデフレ脱却のためとして、財界に賃上げを要請しました。しかし、これは消費税の反発を逃れるためのパフォーマンスでしかなく、中小企業、下請け企業に働く労働者や港湾・トラック労働者に波及するものではありません。むしろ、格差を拡大するものです。
- 2 われわれは 13 春闘の結果について厳しい総括をし、14 春闘については「自らの力で賃金引き上げをたたかい取る」ことを確認してきました。政労使会議などの安倍政権の策動に惑わされることなく、すべての労働者の春闘要求の先頭に立ち、生活向上を実現する大幅賃上げをたたかい取らなければなりません。
- 3 安倍政権は数の力にまかせて、来年 4 月からの消費税 8% への増税の実施をはじめとして、特定秘密保護法の制定、憲法改悪・解釈改憲による集団的自衛権による戦争体制の確立、TPP 協定締結、労働法制の改悪など政治反動を一気に押しすすめようとしています。このような安倍政権の暴走を容認することはできません。14 春闘において反動政策を阻止するとともに、非正規問題、失業問題に対する労働法制と社会保障の拡充など国民的諸課題の取り組みが必要です。
- 4 こういった状況を打ち破るためには、産別闘争の強化とたたかう労働運動の再構築が急務です。全国港湾の産業別制度政策要求に結集し、港ぐるみのたたかいを作り上げなければなりません。そして、中小労組などたたかう労働組合との共闘を強化するとともに、交運労協など交通運輸労働組合と連携し、たたかいをすすめなければなりません。

同時に、自らの力量を強化するためには、なによりも組織拡大の取り組みが重要です。全組合員が一丸となって組織の強化拡大を取り組み、全港湾をさらに強く、大きくするために奮闘します。また、争議分会の解決を求めるたたかいを取り組み

ます。大衆路線を強化し、全組合員が参加する春闘を取り進む中で組織の強化拡大につなげます。

Ⅱ 情勢の特徴について

1 国際情勢

(1) 欧州の景気について、8月、欧州委員会は、景気回復が視野に入っているとの見解を示し、引き続き加盟国の改革を推進することにより2014年度はプラスの経済成長を見込んでいます。しかし、ユーロ圏の失業率は欧州全体で11%と過去最悪の高い水準にあり、ギリシャなど6カ国が12%から25%もの高い失業率となっています。欧州経済は依然として厳しい状況にあります。

アメリカ政府は債務上限引き上げおよび予算に関する議会の合意が得られず、一部政府機関が閉鎖を余儀なくされるなど大きく混乱しました。いかにアメリカ政府の財政危機が深刻であるかを示すものです。アメリカの国家財政の逼迫化により、大幅な軍事費削減措置につながるとすれば、強大な軍事力を背景とした米外交政策への影響は必至であり、世界の枠組みの大きな変化をもたらしつつあります。

また、アメリカ政府のみならず、アメリカ国債を購入している数十の政府も、危機に直面しています。およそ2兆ドルに上るアメリカ国債の大半を保有しているのは、中国、日本、EU、そして産油国です。アメリカ政府は、年間数千億ドルを債権者に支払っています。このため、アメリカ政府内の金融危機は、急速に地理的な国境を越えて、ヨーロッパやアジア、アフリカ、南米諸国の市場にまで波及することが懸念されています。

(2) 今年に入り中国経済は減速基調で、4月～6月期には実質GDP成長率が7.5%まで落ちましたが、7月には工業付加価値生産額の実質伸び率の上昇（前年同時期比プラス9.8%）、輸入額5.1%、輸出額10.8%と伸びを示しました。固定資産投資の名目伸び率も7月には20.1%の伸び率を示すなど、最近の主要経済指標によると、下げ止まりを見せています。しかし、PM2.5の環境汚染など、環境対策、インフラ整備の立ち遅れが、経済発展にどのような影響を及ぼすか不透明です。

韓国経済は厳しい状況にあります。韓国企業全体が低迷している中で、唯一好調だったサムスン電子の株が暴落し、今年5月に造船大手で財界13位の「STXグループ」、建設大手で財界32位「熊津（ウンジン）」などが破たんしました。韓国の大手企業の株主に外国人投資家比率が多いことも株価急落の要因とみられていますが、1月ごろからの円安の影響が大きいと言われてしています。

2 国内情勢

- (1) 安倍首相は2014年4月から消費税を8%に引き上げることを表明しました。同時に、大企業に対しては1兆2千億円規模の減税をするとしています。消費税により国民に負担増を強いる一方で、大企業に減税をするという大企業優先の税制をすすめようとしています。特に、東日本大震災復興税については、儲かっている企業だけが支払う法人税への復興税を減税し、国民には所得税からの復興税を25年間、住民税からは10年間支払わせ、そのうえ消費税を押し付けるといふ、国民だけに負担を強いるものとなっています。
- (2) 安倍政権は「聖域なき完全撤廃を前提にする限りTPP交渉に参加しない」との公約を翻し、なし崩し的にTPPへの参加をすすめて、秘密主義のもとで交渉妥結をはかろうとしています。原発の汚染水問題についても、「コントロールされている。完全にブロックされている」などと安倍首相が発言した後も、汚染の広がりは続いています。原発事故はまったく収束できていないなかで、再稼働を準備するとともに、外国への原発輸出をすすめようとしています。
- (3) これまで集団的自衛権は憲法9条に反するというのが政府の公式見解でした。安倍政権は、集団的自衛権の容認のために憲法の解釈変更を閣議決定だけですすめようとしています。加えて日米同盟の強化を盛り込んだ日米ガイドラインを改定し、官邸・外務大臣・防衛大臣に権限を集中させる国家安全保障会議（日本版NSC）の創設、国民の知る権利を封殺するために「特定秘密保護法」を制定しようとするなど、戦争ができる国への道を突き進んでいます。

3 労働者を取りまく情勢

- (1) 1997年をピークに労働者の所得は減少し、労働者の平均年収は70万円も減少しています。労働者の月給は15ヶ月連続で前年を下回っています。厚生労働省が10月1日公表した8月の毎月勤労統計調査結果の確報値（事業所規模5人以上）によると、現金給与総額は271,913円、前年同月比で0.6%減でした。所定内賃金でも0.4%減で241,131円でした。実質賃金は1.6%減となっています。高齢者の生活環境も悪化しています。公的年金受給者の75.6%、290万人が200万円未満の年金しかありません。国税庁の調査によれば非正規労働者の年収の平均は168万円です。
- (2) 総務省の就業構造基本調査によると働く人の4割近くが非正規労働者です。11月12日の総務省統計局の労働力調査によれば、雇用者（5205万人）のうち、非正規の職員・従業員は1年前と比べ29万人（1.2%）増加し、1908万人（36.7%）となり、四半期ごとに集計を開始した02年1～3月期以降最多を記録しました。正規の職員・従業員は32万人（1.2%）減

少し、3295万人となっています。

- (3) 日銀が2%の物価上昇目標を目指し金融緩和を行うなか、物価の先行きに対する見方を示すインフレ予想の動向に注目が集まっていますが、日本総研が8月に発表した予想インフレ率は、14年度で1.2%となっています。

既に住民税・国民年金保険料の引き上げと子供手当など社会保障の削減がすすめられています。2016年までの3年間で消費税と社会保障改悪による影響について大和総研試算によれば年収300万円4人世帯で年間24万円、年収の8.56%の負担増となり、年収500万円4人世帯で年間31.2万円、年収の7.19%が負担増となると試算しており、経済成長を実感するためには年率3%以上の賃上げが必要と試算しています。

- (4) 安倍首相は、デフレ脱却のためとして、9月20日から政労使会議を開催し、経団連、連合に賃金の引き上げを要請しました。加えて自民党は10月15日、首相直属として「経済成長実行国民運動本部」を設置し、財界への要請をすすめていくとしています。

その一方で、労働者派遣法を改悪し、低賃金の非正規労働者を拡大し、労働時間の規制緩和（ホワイトカラーエクゼンプション）により残業代のカット、サービス残業の常態化をすすめるようとしています。加えて、解雇規制の弾力化を目論んでいます。これらはすべて労働者の労働条件を引き下げる施策にほかなりません。

安倍政権の賃金引き上げ要請は、一部大手企業の従業員にとどまるものであり、中小・下請け企業に働く労働者に波及することはありません。むしろ、労働法制の改悪とあいまって、格差の拡大をもたらし、解雇を容易にし、労働力の流動化をはかるものです。

4 港湾をとりまく情勢

- (1) 国交省港湾局が発表した13年8月の全国93港の外貿コンテナ取り扱い実績は、輸出入合計では142万TEU、前年同月比1.0%増で、8ヶ月連続の増加となっています。輸出は70.5万TEU（実入り43.3万TEU、空27.2TEU）で輸入が71.5万TEU（実入り64.4万TEU、空7.1万TEU）となっています。また、日通総研の第3四半期物流短観によれば、7～9月の外貿コンテナの動きについては、輸出のプラス幅が拡大し輸入がマイナス指数からプラス転換するなど「荷動き指数」は改善しています。しかし、10月～12月についての荷動きは横ばいもしくは鈍化すると思われれます。
- (2) 本年6月、世界の海運業上位三社のマースク社、MSC社およびCMA-CGM社が協調して新たな超大型アライアンスを結成し、2014年4月から運航

を開始することになりました。最大の関心事となっていた日本からの北米航路については現行体制が維持される模様で、北米航路は現状と同規模船型での運航となりますが、欧州航路については1.3万TEU型に大型化されます。より効率化を追求してくることは必至で、作業体制の変更などによる労働条件の低下や雇用問題が懸念されます。

- (3) 国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会の中間とりまとめが8月27日に発表されました。港湾運営会社の集貨支援制度の創設、港湾背後用地への企業誘致などの創貨、国際競争力の強化などを柱とするものです。集貨の支援策によって、港湾運営会社が元請事業にかかわることは既存事業者の職域を侵すこととなります。港湾運営会社がポートセールスなどで集荷、航路の誘致をするために、港湾労働者の労働条件の切り下げでのコスト削減やサービス拡大のための長時間労働などを強要してくる可能性があります。創貨については国家戦略特区を活用するとしており、労働条件を切り下げ、労働法制や労働協約以下の労働条件にするために、この特区が利用されることも懸念されます。

5 海コン、トラックをとりまく情勢

- (1) 2013年度営業用自動車の国内貨物輸送量の見通しは前年度比2.1%増の31億800万トンと予測されており、2012年度3.4%減（予想値）から、微増となっています。しかし、1991年の最盛期との比較では、依然として3分の2程度となっています。
- (2) 2012年1年間で発生した交通事故（665,138件）では、全体的な交通事故は減少傾向となり、交通事故死者数も5.4%減となりました。しかし、交通事故統計によれば、死亡事故原因の目立った点として3点が危惧する事項として記載されました。①高速道路における死亡事故の増加（6件増、21名増）、②事業用トラックの死亡事故が増加、③高齢運転者の死亡事故が増加となっています。特に事業用トラックの死亡事故で当事者別にみると、自家用自動車は乗用車・トラックとも前年より減少していますが、事業用自動車はトラックを中心に増加が目立ちました。
- (3) 国交省が平成20年にまとめた「輸送の安全向上のためのトラックドライバー確保対策の検討報告書」によると、将来、運輸産業と他産業の賃金格差が縮まらない場合、平成27年度には約14万人が不足すると予測されています。現実的に、トラック運転者の年齢構成比では、大型免許保有者40歳以上が全体の7割以上と高い比率となっており、けん引を含めると更に高齢化が進んでいます。魅力ある産業へと転換を図り、若年運転手の雇用拡大に向けての対策が喫緊の課題です。

- (4) 海コン安全運送法制定に向けて、再上程に向けて、海コン対策会議国交省交渉や全国港湾行政行動を通じて、また、各地方運輸局要請等、行政や議員要請行動を通年的取り組みとして行ってきていますが、政権交代等、難しい状況が続いています。
- (5) I M O / I L O / U N E C E 貨物輸送ユニットの収納のためのガイドライン改正に係る専門家会合が11月までに4回開催されました。日本としては、国内で作成している安全輸送ガイドライン及びマニュアルに沿った改正となるよう、特に、①情報伝達のルート、②関係者の責任、③伝達する情報の種類について、各国と調整作業を行っています。最終的な改正文書が策定の時期に来ており、順調にいけば、2014年頃を目標にI M O / I L O / U N E C E の各機関で承認手続きを経て、2015年頃には、国際ガイドライン発効となります。

6 各労働団体の取組み

- (1) 連合は12月3日中央委員会において、「2014春季生活闘争方針」を決定しました。そのなかで、10年前のいざなぎ景気での労働条件低下を反省し、所得再配分、賃金・労働条件の格差是正と所得の底上げにより社会の公正性を確保することをめざし、賃金要求については定昇・賃金カーブ維持相当分2%の確保、過年度物価上昇+生産性向上分として賃上げ1%以上、配分のゆがみの是正、格差是正分として1%を求めています。また、企業内最賃として「165,400円」を求めていくとしています。
中小共闘では、景気回復局面、物価上昇局面にあることや賃金低下、賃金格差、賃金のひずみの是正相当分としての5,000円賃金引き上げ要求と、賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は、賃金カーブ維持分としての4,500円を含め9,500円の賃金引き上げ要求としています。非正規共闘では「誰でも時給1,000円」をめざし時給30円の引き上げを求めています。
- (2) 国民春闘共闘は14春闘方針構想において、①ベア要求と非正規労働者を含む職場のすべての労働者の賃金の大幅引きあげ要求を積極的に掲げ、②最低賃金時給1,000円の実現と公契約条例運動を軸に「全ての労働者の賃上げで内需拡大」運動を強化、③公務員労働者の賃下げ撤回、④消費税増税阻止、社会保障改悪阻止、労働法制改悪阻止、TPP参加反対、原発再稼働阻止を中心的課題として「許すな暮らし破壊」のたたかいを取り組むとしています。賃上げについては、従来の要求に消費税増税の物価上昇への影響を留意して「2%」を上乗せし、「時間120円以上、月額16,000円以上」統一要求額として検討しています。
- (3) 10月31日に14けんり春闘第1回実行委員会相談会が開催され、代表幹事

に全労協、民間中小労組懇談会、大阪ユニオンネット、全造船関東地協そして全港湾が確認されました。12月14日（土）発足総会を開催し、第一波として労働法制改悪反対、秘密保護法反対、集团的自衛権容認反対、TPP参加反対の取り組みを年末から1月にかけて取り組み、第二波として2月段階での東京総行動、経団連要請行動、第三波として賃上げ闘争統一ストと脱原発を重点的に取り組み、第4波として4月にけんり春闘総行動、中小未解決組合支援を取り組みます。

賃金要求は消費税3%+インフレ2%で5%以上の賃上げを要求するとしています。

(4) 交運労協は、政策要求について年内に政策委員会での検討を踏まえ1月中旬まで集約し、2月19日の三役・幹事会で2月下旬に関係省庁に提出します。3月5日に春季生活要求総決起集会を開催し、3月下旬から4月上旬にかけて行政交渉を行っていきます。

(5) 全国港湾は、安倍政権の悪政に対決し、産別組織を軸に、統一要求でストライキをとり組むとし、政策要求、労使政策委員会懸案事項、賃金引き上げなどの重点課題を掲げました。賃金要求では産別賃金の5%引き上げを要求することを検討しています。2014年1月29日、30日の中央委員会で春闘方針を決定し、2月5日に要求提出をおこなうとしています。各単組は2月中旬までに要求書を提出し、2月末までに産別要求のスト権確認投票を行い、全国港湾にスト権移譲の手続きをおこなうようすすめるとしています。

春闘カンパは500円とし必要に応じ第二次カンパをとり組むこととしています。

Ⅲ 具体的な要求について

1 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

10月1日と10月31日の二回の賃金要求検討委員会を開催し、各地方のこれまでの取り組みや14春闘の賃金要求額について検討してきました。第3回中央執行委員会は、賃金要求検討委員会における意見をふまえ、中央委員会に提案する14春闘の賃金引き上げ要求額について、「基本給一律20,000円」としました。

上述賃金要求は、主に傾斜型賃金の実態をふまえ、「①社会保障の負担増や増税、物価上昇の影響、②賃金カーブの維持、③賃金是正のための原資」を要求の算定基礎としました。具体的には、①社会保障改悪による負担増により可処

分所得が減少していることと、円安、金融緩和による物価上昇および消費税引き上げにより、生活費の支出の増加は2.5%以上になると見込みました。②18歳の青年労働者が40歳で産別協定（6大港適用）の基準賃金に達するためには、1年約9,000円（約3%）の賃金引き上げをしなければ賃金カーブを維持できません。③若年労働者の生活改善のための是正給原資として1%以上の要求が必要です。これらの総和として要求額を算定しました。横断型賃金などの他の賃金体系をもつ分会についても、同額の「基本給一律20,000円」とします。

（2）初任給の引き上げ

初任給については地方毎に要求額を決定してたたかいます。また、企業内における雇用形態にかかわらず均等待遇実現のために、企業内最低賃金協定を締結します。

（3）定年延長の取り組み

厚生年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられます。すでに61歳まで年金による収入がなくなっています。生活維持のため60歳以降の雇用確保と賃金の維持は重要です。

- ① 65歳までの定年延長を要求します。定年延長に当たっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。
- ② 厚生年金の支給は、2013年4月2日より61歳からの給付になりました。少なくとも61歳までの定年延長を協定化し、定年後の無収入期間がないようにするとともに、65歳定年延長に向け14春闘での解決を目指します。
- ③ 退職者の補充闘争を強化し、組合員の確保を取り組みます。

（4）月給制の確立

月給制の確立は、週休二日制など時短の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組みの中で重要な要求です。①現行賃金を引き下げない、②労働強化につながらないなどの条件を基本としてたたかいます。

（5）トラック労働者の地域最低賃金の引き上げ

トラック労働者の地域別最低賃金のたたかいは交運労協をはじめ他の労働組合と共闘してたたかいます。

（6）労働時間短縮

- ① 8・7・45の順守、年間労働時間1,800時間達成
- ② 週休2日制（土曜、日曜）の確立
- ③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー（5月1日）の休日の獲得
- ④ 12月30日から1月4日までの年末年始有給休日の獲得
- ⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ。60時間以上の時間外

について、事業者規模にかかわらず5割増しの獲得。

⑥ 労働大臣告示にもとづくトラック労働者の労働時間規制

(7) 退職金引き上げの取り組み

退職金は、勤続30年＝1,600万円以上、勤続35年＝2,000万円以上、勤続40年＝2,400万円以上とします。「中退金」加入などにより退職金の確保をはかります。

(8) 労災企業補償の引き上げ

労災企業補償の要求額はいままでどおり、死亡・1～3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

2 港湾労働者のたたかい

13春闘において前進した課題の継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用（適用）、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。

(1) 下述の全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定にもとづいたたたかいをすすめます。

① 13春闘の継続課題のなかで、労使政策委員会で協議してきた「①週休二日制の適用、②基準賃金の適用、③時間外割増の改定、④職域拡大と秩序維持の観点から港湾倉庫問題」をたたかいます。

② 労使政策委員会で協議してきた課題以外のものとして「①三島川之江港の指定港化、②港湾福利分担金の地区配分の検討、③港湾労働法の全港・全職種適用（労使検討委員会で協議継続中）、④産別最賃および標準者賃金（賃金労働問題専門委員会で協議）、⑤地区協議体制、⑥料金問題（ワーキンググループで協議）、⑦関連問題」をたたかいます。

③ 全国港湾の14春闘制度政策要求について、地区港湾と連携し取り組みます。

具体的には行政と全国港湾の継続的な協議体制の確立、TPP参加反対、港湾及び港湾を含む職域の特区指定反対、港湾への派遣法適用反対、港湾運営会社、特例港湾運営会社の港運事業参入反対、労働組合との協議促進と産別協定順守、対象外の港湾に対する対応策の促進、安全対策の強化などの要求をたたかいます。

(2) 産別制度賃金（あるべき賃金、基準賃金、標準車賃金、産別最低賃金）の課題として、実態賃金を産別制度賃金に到達させることを取り組むとともに、産別制度賃金の水準引き上げのために産別制度賃金を5%引き上げることをたたか

います。

- (3) 港湾年金の制度改定を取り組みます。港湾年金の給付満了年齢を75歳に据え置いたままで、離職時から75歳までの期間で現行港湾年金総額375万円を給付するよう制度改革を求めます。但し、産別制度要求としての要求であり、全国港湾の決定に従います。
- (4) 産別協定の全港・全職種適用をはかります。時間外算定基礎分母について産別協定である150をめぐり取り組むとともに、産別協定にもとづく休日、労働時間の確立をはかります。但し、現行労働条件より不利益が出ないようにします。
- (5) 地区団交権の確立は産別協定の適用のためにも不可欠です。事前協議など港湾の職域、雇用のための制度問題など、地域の労使共通の課題を通して地区の団体交渉権の確立をはかります。
- (6) 港湾労働法の全港・全職種適用については、全港適用に関する小委員会、全職種適用に関する小委員会での協議をすすめることとします。
- (7) 「2014年3月末までに、三島川之江港金子地区のCYが全面供用開始となる」と行政が公表しました。三島川之江港は近隣のみならず多くの港湾の秩序に影響を及ぼす事態となっています。三島川之江港の指定港化は、急務です。現地大衆行動など指定港化に向けて取り組みを強化します。

3 海コン、トラック労働者のたたかい

2012-13年度運動方針及び13年度運動方針の補強を基本として、秋年末の海コン・トラック合同対策会議で取りまとめた下記の要求項目を、14春闘にあわせて各地方運輸局、整備局に対して要請行動を行い、とりまとめを行った後、国土交通省交渉を行います。

(1) 国際海上コンテナ関係

- ① 2012年臨時国会において審議未了、廃案となった「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」を国内における安全輸送の根幹と位置付け、速やかに再上程し、成立させること。
- ② 「国際海上コンテナトレーラーの陸上輸送の安全確保」を目的とした「国際海上コンテナ陸上輸送における安全マニュアル及びガイドライン」の周知徹底を目的とした各地方運輸局単位の地方連絡会議に労働者代表として労働組合を参加させること。
- ③ 各コンテナターミナルオペレーター及び海コンドライバーが偏荷重を認識した場合は、ターミナルと荷主の責任で、適正な処理（ターミナル内で適正に積み替えるか、コンテナ貨物をCFSにてデバン処理する）をすることを目的と

した協議会を設置すること。

- ④ 国内における適切な積み付けの実施のため、国際基準である I M O / I L O / U N E C E 作成の「貨物ユニット (C T U s) の収納のためのガイドライン」を適用し、関係事業者に周知すること。
- ⑤ 港湾地区の渋滞状況の実態調査を行い、トラックの渋滞緩和し、物流の円滑化を図るため、関係者間の協議機関を設置し、長時間の路上待機や劣悪な労働環境の改善を行うこと。
- ⑥ 改正国際ガイドラインへの適応や S O L A S 条約改正に向けて、即時対応できるよう各港湾に偏荷重付き重量計の設置を行うこと。また、現在コンテナターミナル（周辺も含む）の 4 割に重量計が設置されていない実態から、全てのコンテナターミナルに重量計設置に伴う予算計上を早急に行うこと。

(2) 一般貨物トラック関係

- ① トラック事業者が適正な運賃収受ができるように、事業法 6 3 条の主旨に基づき、原価計算を基にした車種・業種別標準運賃（燃料サーチャージ含む）を策定すること。
- ② トラック産業の適正な事業運営を行なうため、最低保有台数を 1 0 台とし、1 0 台未満の既存事業者には一定の猶予期間を定め増車させること。
- ③ 重大事故発生の原因である過労運転及び整備不良違反車両の運行並びに社会保険未加入等、違法事業者を根絶すために、既存事業者への最更新制度（5 年に一度）を確立し、監査制度の強化を行うこと。
- ④ 過労運転防止のための「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を以下の内容とすること。
 - i 関係行政と連携し、告示から罰則強化を伴う法改正を行うこと。
 - ii 貸し切り高速バスにおける過労運転防止を目的とする労働時間規制と同等に、貨物運送のトラック運転手にも、高速道路の連続運転 2 時間毎に 2 0 分以上休憩と休息期間を 8 時間から 1 1 時間にすること。（現行の改善基準の時間外労働では、国の過労死認定基準月 8 0 時間連続並びに 1 0 0 時間以上を超える基準となるため）
 - iii コスト削減のために道路上での違法な休息期間を強いている事業者を、休息期間の取扱の趣旨に則り、国土交通省と厚生労働省と連携して摘発すること。
- ⑤ 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関並びに地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を独立した第三者機関として、貨物運送事業者への適正事業確立のための指導機関並びに改善権限強化を目的とした、違反事業者への罰則規定を付与すること。

(3) 地方整備局・国交省道路局関係

- ① 国際海上コンテナ45フィート通行許可処理に当たり、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可（長さ）C条件を緩和しないこと。

4 介護家政職労働者を取り巻く状況と課題

- (1) 厚生労働省は9月25日、社会保障審議会介護保険部会に対し、高所得者の介護サービス利用負担割合の引き上げ案を提言し、一定の年収以上の人は2割に引き上げるとの考えを示しました。2000年に介護保険が制定されてから、初めての引き上げの提案となっています。
- (2) また、10月30日、介護保険制度で軽度の「要支援」の人向けのサービスを新しい市町村事業に移行させることに関連し、新事業の給付費の伸び率に上限を設定して給付費を抑制する「総額管理方式」を導入する考えを示しました。介護保険の認定区分は介護の必要度に応じ、「要支援1～2」「要介護1～5」の7段階ありますが、このうち、最も軽度の「要支援1」とそれに次ぐ「要支援2」の人は現在、ヘルパーによる買い物や洗濯などのサービス（予防給付）を受けられます。しかし、厚労省が、11月27日に示した介護保険制度改定案は社会保障費削減ありきで、当初の社会保障のための消費税引上げと大きく矛盾するものです。
- (3) 当初改正案にあった要支援者向けサービスを全廃し、市町村に任せきる方針は市町村の大反発にあい撤回しましたが、訪問介護と通所介護については、以前として市町村への丸投げ改正案を撤回していません。市町村格差の現在、財源不足などにより、更に地域格差が広がり、介護制度の確立から大きく後退するものです。
このように、2014年通常国会において、多くの社会福祉が切り下げられようとしています。
- (4) 中央本部、関東地本、介護家政職支部が一体となって、厚生労働省交渉を共同で取り組みます。具体的には、介護家政職労働者の立場で、介護保険改悪反対を基本として、介護報酬、介護の向上を要求します。主要要求課題として、賃金率の公表とマージン率の規制、サービス提供責任者への介護報酬の算出を要求していきます。

5 国民的諸課題

- (1) 労働組合の団結による脱原発の取り組みを強化します。平和フォーラムの脱原発行動、脱原発社会を求める労働者実行委員会の提起する脱原発集会に積極的に参加します。2014年3月には原発事故から3年目を迎えます。2月8日

から10日、仙台において全港湾青年対策交流会議を開催し、脱原発の学習会をとりくみます。また、3月8日の福島の現地集会から3月15日の中央集会に向けて、青年層を中心としたキャラバンの取り組みを行います。

- (2) 消費税の増税反対、TPP交渉参加反対など国民的諸課題について地域の労働組合、諸団体と連携し取り組むこととします。
- (3) 派遣法改悪、時間外規制の弾力化、解雇金銭解決の制度化など労働法制改悪反対の取り組みを幅広い労働団体の共闘をめざし取り組みます。

6 平和と民主主義を守るたたかい

- (1) 憲法改悪反対の取り組みをすすめます。特に解釈改憲とも言われている集団的自衛権に反対する取り組みをすすめます。また、特定秘密保護法と日本版NSC（国家安全保障会議）を取り込んで、日米の共同軍事行動を法律的に具体化しようとする「国家安全基本法」に反対します。
- (2) 沖縄の反基地闘争、在日米軍の再編・強化に反対する取り組みを強めます。オスプレイの国内での飛行訓練反対、普天間基地の即時閉鎖・撤去と県内移設反対、辺野古への新基地建設反対を求めます。
- (3) 沖縄戦や米軍基地に関する記述が非常に少なく、軍事抑止力を強調し、改憲へ誘導するような記述、男女差別的な記述、原子力発電容認の記述がある『育鵬社版公民教科書』を、沖縄の竹富町教育委員会は採用しませんでした。このことに対し政府は竹富町への教科書無償化の補助を停止するばかりか、沖縄県教育委員会に竹富町の教科書検定の是正を強要しようとしています。国による教育への介入を許さず、教育の反動化に反対するたたかいを取組みます。
- (4) 5・15沖縄平和行進を取組みます。事前学習会についても取り組みを検討します。

IV たたかいのすすめ方について

1 たたかいの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。

- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認することとし、全国港湾の産別課題に関するスト権の確認は、全国港湾の指示にもとづきスト権を確認することとします。

2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げと65歳定年延長とします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押印し協定します。

3 闘争日程

- (1) 地方春闘討論集会の開催 1月14日(火)～1月25日(土)
- (2) 第35回中央委員会 1月27日(月)～28日(火)(シーパレス)
- (3) 全国港湾第6回中央委員会 1月29日(水)～30日(木)
- (4) 全国港湾第1回中央団交 2月5日(水)(予定)産別制度政策要求提出
- (5) 要求提出は、2月17日(月)まで。
- (6) スト権の確立確認は、2月27日(木)まで。
- (7) 回答指定日は、3月中旬ごろを予定し中央委員会で決定します。回答指定日は、第一波統一行動を背景としてたたかい、回答促進と産別課題の解決をめざします。
- (8) 3月中旬(回答指定日の前)に中央執行委員会を開催し、前段交渉の情報交換のうえ具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築することとし、3月下旬の統一行動を準備します。

4 闘争体制の確立

- (1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめ、回答指定日の有額回答を引き上げるたたかいをすすめます。
- (2) 労調法の手続きは中央本部で一括し、2月28日(金)におこないます。
- (3) 妥結については、地本と支部が連絡を取り合い支部及び分会が勝手な妥結をしないようたたかいをすすめます。要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

5 組織拡大キャンペーンの実施

- (1) 春闘期間中の3月、4月を組織拡大キャンペーン期間とし、労働相談や宣伝活動など、各地方、支部で創意工夫し、組合員が参加をするキャンペーンを実施します。

6 その他

- (1) 賃金要求検討委員会については、賃金要求についての論議を深めていくために引き続き継続します。
- (2) 14春闘総括を受けて、15春闘に関する討議、春闘のたたかう体制確立に関する討議をこれまでより早めにすすめていくこととします。

以 上